

# 平成26年度 東京都立清瀬高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

平成26年10月 7日

校長 決 定

## 1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめに関する生徒の理解を深め、いじめを生まない、許さない学校をつくる。
- (2) 生徒をいじめから守り、生徒のいじめ解決に向けた取組を支援する。
- (3) 教員のいじめ問題への的確な指導力を高め、学校全体で組織的に対応する。
- (4) 保護者や地域、関係機関と連携し、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるように社会総がかりで取り組む。

## 2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、学校に在籍する生徒等の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

## 3 いじめ防止等のための組織

### (1) 学校いじめ対策委員会

#### ア 設置の目的

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行う。

#### イ 所掌事項

- 学校いじめ防止基本方針の策定と周知
- 調査等をとおしてのいじめの確実な発見
- 把握した情報に基づく対応方針の策定と役割分担
- いじめに関する校内研修の計画と実施

#### ウ 会議

定例として、「生活意識調査」の実施（5月と9月）の前後及び校内研修の計画・実施に際して開催し、その他調査結果や情報提供に基づき必要に応じて開催する。

#### エ 委員構成

副校長、生活指導主任、生活指導部担当教諭、養護教諭の4名で構成する。

### (2) 学校サポートチーム

#### ア 設置の目的

いじめ問題が複雑化・多様化する中、生徒の問題行動への対応において、保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立して生徒の健全育成を図るとともに、学校いじめ対策委員会を支援する

#### イ 所掌事項

- 未然防止の取組

- 学校の状況及び課題に対して基本方針を決定し、チームの各構成員の役割に応じて取組を実施
- 取組実施後の生徒の変容や成果の検証
  - 早期解決への取組

問題行動の状況を確認して基本方針を決定し、チームの各構成員の役割に応じた対応を実施

- 対応方針等の検証と改善

#### ウ 会議

定例としては、年に2回、6月と10月に開催し、その他必要に応じて開催する。

#### エ 委員構成

校長、副校長、学校いじめ対策委員（生活指導部主任・生活指導部担当教諭・養護教諭）、PTA会長、青少年問題協議会第二地区委員会会長の7名で構成し、必要があれば、スクールカウンセラーにも参加を要請する。

### 4 段階に応じた具体的な取組

#### (1) 未然防止のための取組

##### ア 学級担任による積極的な働きかけ

毎日のSHRの時間を活用して、生徒一人ひとりの様子を観察するとともに生徒同士の人間関係などを把握する。

また、積極的にコミュニケーションをとり、生徒に信頼される担任としての人間関係を構築する。

##### イ いじめに関する授業の実施

- LHRを活用して、いじめ防止DVD（「Imagination 想う つながる 一歩ふみだす」または「STOP!いじめ あなたは大丈夫」）を視聴するなどの活動をとおして、いじめを理解し、いじめをしない、させない、見過ごさない、見て見ぬふりをしない意識を育てる。

- 「総合的な学習の時間」を活用して、スクールカウンセラーによる「心の健康づくり」についての講話を聞くなどの活動をとおして、自分の気持ちを上手にコントロールする手立てを知り、実践しようとする態度を育てる。

- 情報の授業やセーフティ教室において、「インターネットのルールとマナー」についての講話やDVD視聴などを通して、ネットワークを介した人権侵害について考えさせる。

##### ウ 校内の啓発活動

校内の各階廊下にいじめ防止ポスターや「人権メッセージ」パネルを掲示し、人権を相互に尊重しあうことの大切さを意識付ける

#### (2) 早期発見のための取組

##### ア 定期的な「生活意識調査」の実施

すべての学年において、5月初旬と9月下旬に「生活意識調査」を実施し、生徒のさまざまな課題発見に努める。

##### イ スクールカウンセラーによる全員面接

1学年の年度当初にスクールカウンセラーによる全員面接を実施し、スクールカウンセラーに相談しやすい環境を作る。

##### ウ 定期的な個人面談の実施

学級担任や部活動顧問は年3回程度生徒との個人面談を実施し、本人のことだけでなく、友人、クラス、部活動のことなど、状況を把握し、問題があれば学校いじめ対策委員会に報告する。

エ 全教員による生徒の観察と情報共有

学級担任だけでなく、全教員が、授業や部活動の時間に加えて、登下校時の校門指導や昼休み及び放課後の校内巡回等を分担して行い、生徒の変化の早期把握に努めると同時に、学校全体で生徒を見守っているというメッセージを発する。

オ 学校非公式サイト等の監視

東京都教育委員会から提供される学校非公式サイトの監視結果を学年や生活指導部で情報共有するとともに、必要において当該生徒の特定等を行い、生徒へ直接働きかける。

(3) 早期対応のための取組

ア 学校いじめ対策委員会を核とした役割分担の明確化

学校いじめ対策委員会で、把握したいじめの情報について、対応方針を策定し、緊急に職員会議を開催し、情報の共有を図るとともに、被害の生徒への支援、加害の生徒への指導、周囲の生徒へのケアについて、教職員の役割分担を明確にする。

イ 被害の生徒の安全確保とケア

毎朝のSHRや授業中、休み時間など、複数の教員で見守り、声掛けなどしながら、生徒の様子の情報共有を行う。

また、スクールカウンセラーを活用して、生徒やその保護者の心理的ストレスの軽減に取り組む。

ウ 加害の生徒に対する観察・指導

加害の生徒を特定した上で、学校いじめ対策委員会が中心となって、組織的・継続的に観察し、複数の教員でいじめをやめさせ、再発を防止する指導を行う。必要に応じて、加害の生徒に対してもいじめをやめさせるよう指導を行ったり、スクールカウンセラーと連携して助言を行うなど、指導を充実させる。

エ いじめを伝えた生徒の安全の確保

いじめを教員に伝えた生徒の安全の確保のため、教員同士で情報を共有し、登下校時や休み時間など、様子を見守ったり、積極的な声掛けなどの取組を徹底して行う。保護者とも定期的に連絡をとり、確実に状況を把握する。

オ いじめ対策保護者会の開催

いじめが発生したと確認できた場合は、速やかにいじめ対策保護者会を開催し、積極的に保護者に情報を提供するとともに、家庭でもいじめについて話し合う場を設けることを提案し、早期解決に努める。

(4) 重大事態への対処

ア 被害の生徒の保護とケア

担任や副担任、学年の教育相談担当、部活動顧問等、複数の教員が毎日声掛けするなど、校内で見守る体制を構築するとともに、帰宅した後も保護者に電話をして様子を確認するなど、積極的に状況を把握する。

また、登校時と下校時の様子について、その都度学年担任団で情報共有し、必要に応じて管理職に報告するなどして、少しの変化も見逃さないよう配慮する。

イ スクールカウンセラーによるケア

被害の生徒の保護者がかかえるストレスに対応するため、スクールカウンセラーによる心のケアを行う。

ウ 加害の生徒やその保護者への働きかけ

犯罪に値するような行為が疑われる場合は、被害の生徒を守るとともに周囲への被害の拡大を防ぐため、必要に応じて、警察（スクールサポーター）への相談や通報を行う。また、場合によっては、保護者に対して自宅謹慎を命じる等、必要な措置を講じる。

エ いじめ対策緊急保護者会の開催

重大ないじめがあると認識できた場合は、いじめ対策緊急保護者会を開催し、憶測等の誤った情報が広がることによる混乱などが生じないように、個人情報に十分配慮した上で、いじめの状況や学校の対応などについて丁寧に説明する。

オ いじめ防止対策推進法に基づく対応

法第 28 条に基づき、重大事態調査委員会（仮称）が設置され、調査が行われる場合、あるいは法第 30 条に基づく再調査が行われる場合は、全面的に協力する。

## 5 教職員研修計画

(1) 第 1 回（1 学期当初）いじめ問題の見方、考え方

いじめ問題の未然防止、早期発見・早期対応に向けた意識を高める。

DVD「STOP!いじめ あなたは大丈夫」視聴と演習

いじめ発見のチェックシートの確認

(2) 第 2 回（1 学期後半）スクールカウンセラーとの連携

いじめ問題の未然防止、早期発見・早期対応のための連携の在り方や必要性を理解する。

講義 スクールカウンセラーの役割

事例紹介と演習

(3) 第 3 回（2 学期中間）生徒との効果的な面接の実施

スクールカウンセラー不在時も生徒への対応ができるよう、カウンセリング技術を学ぶ。

講義 面接での話の聴き方

演習 教員同士のロールプレイング

スクールカウンセラーによる模範的な面接

## 6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 学年会や学年通信、保健だよりの活用

いじめ防止の取組（学年集会や授業など）について、説明する。

個別の保護者相談を受ける体制を整え、周知する。

(2) スクールカウンセラーの紹介

年度当初の保護者会や保健たよりで、スクールカウンセラーの相談日などを紹介する。

(3) P T Aの活用

いじめが発生したと認識できた場合は、P T A役員等に情報提供するなどして、被害・加害の生徒の保護者への働きかけなど、必要に応じて協力を依頼する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 学校サポートチームを通じた地域や警察との連携・協力

暴行や金銭強要などの犯罪行為や虐待などが疑われる場合は、学校サポートチームを通じて、青少年問題協議会や警察等と迅速に情報を共有し、対応策を協議する。

(2) 東京都教育委員会への報告と支援

学校は早期に教育委員会へ報告し、情報を共有する。また、内容に応じて、専門家や指導主事などの支援を得る。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) いじめ防止等に関する学校評価の方法

学校運営連絡協議会の評価委員会が毎年11月に実施する学校評価アンケートの項目として加え、学校評価を受ける。

(2) 評価項目、指標

「学校は、いじめの未然防止や早期発見・早期対応などに積極的に取り組んでいるか」  
そう思う・ややそう思う・あまりそう思わない・そう思わない の4段階で評価

(3) 改善の方策

評価結果について、12月に学校いじめ対策委員会で検討し、学校サポートチームの助言を得て、改善の方策を決定する。全教職員に周知した後、1月の学校運営連絡協議会でも報告する。

附則 この基本方針は、平成26年10月7日から施行する。